

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年1月27日(2023.1.27)

【公開番号】特開2022-1129(P2022-1129A)

【公開日】令和4年1月6日(2022.1.6)

【年通号数】公開公報(特許)2022-002

【出願番号】特願2020-106564(P2020-106564)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 6 1

A 6 3 F 5/04 6 3 1

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月19日(2023.1.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の図柄を複数列に変動表示可能な変動表示手段と、

当籤役を決定する当籤役決定手段と、

前記当籤役決定手段による決定結果と遊技者の停止操作とに応じて図柄の変動表示を停止させる停止制御手段と、

遊技者に有利な停止操作の情報を報知可能な報知手段と、

前記報知手段による報知態様を決定可能な報知態様決定手段と、を備え、

前記停止制御手段は、前記当籤役決定手段が所定役を当籤役として決定した場合、正解態様にて停止操作が行われた場合には所定数の遊技価値が付与され得る図柄組合せを表示させる一方、前記正解態様とは異なる態様にて停止操作が行われた場合には前記所定数の遊技価値が付与され得る図柄組合せを表示させないことが可能であり、

前記報知手段による報知が可能な状態として、第1状態と、第2状態と、第3状態とを有し、

前記報知態様決定手段は、前記当籤役決定手段が前記所定役を当籤役として決定した場合、前記第1状態では第1決定態様にて前記報知態様を決定し、前記第2状態では第2決定態様にて前記報知態様を決定し、前記第3状態では第3決定態様にて前記報知態様を決定することが可能であり、

前記第3決定態様にて前記報知態様が決定される場合には前記正解態様の全てが報知されるが、前記第1決定態様及び前記第2決定態様にて前記報知態様が決定される場合には前記正解態様の全てが報知されないことがあり、

前記停止制御手段は、前記当籤役決定手段が特定役を当籤役として決定した場合、停止操作の態様にかかわらず前記所定数の遊技価値が付与され得る図柄組合せを表示させることができあり、

前記報知態様決定手段は、前記第2状態において、前記当籤役決定手段が前記特定役を当籤役として決定した場合にも前記第2決定態様にて前記報知態様を決定することが可能であり、

前記第2決定態様にて前記報知態様を決定する場合、前記当籤役決定手段が前記所定役を当籤役として決定した場合と、前記当籤役決定手段が前記特定役を当籤役として決定した

30

40

50

場合とでその抽籤様が異なり、

前記第2決定様にて前記報知様を決定する場合、前記正解様が報知されない旨が決定されることがあり、

前記当籤役決定手段が前記所定役を当籤役として決定した場合よりも、前記当籤役決定手段が前記特定役を当籤役として決定した場合のほうが、前記正解様が報知されない旨が決定される確率が高く、

前記報知様決定手段は、前記第2状態において、抽籤状態に応じた抽籤確率で前記報知様を決定することが可能であり、

前記抽籤状態は、第1抽籤状態と、該第1抽籤状態よりも遊技者に有利な第2抽籤状態とを含むことを特徴とする遊技機。

10

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来の遊技機において、遊技者に有利な停止操作の情報が報知される特別遊技状態（例えば、A T遊技状態）と、この特別遊技状態への移行期待度が通常遊技状態よりも高い特殊遊技状態（例えば、C Z（チャンスゾーン）状態）とを設けるようにしたものが提案されている（例えば、特許文献1参照）。

20

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2015-104445号公報

30

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

ところで、このような遊技機では、例えば、その遊技性が単調であると、遊技の興趣が低下してしまうおそれがあるという問題があった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

40

複数の図柄を複数列に変動表示可能な変動表示手段（例えば、変動表示部）と、当籤役を決定する当籤役決定手段（例えば、内部抽籤処理を行うメインCPU101）と、

前記当籤役決定手段による決定結果と遊技者の停止操作とに応じて図柄の変動表示を停止させる停止制御手段（例えば、リール停止制御処理を行うメインCPU101）と、

遊技者に有利な停止操作の情報を報知可能な報知手段（例えば、指示モニタや演出表示部）と、

前記報知手段による報知様を決定可能な報知様決定手段（例えば、図56や図57に示す決定様にてナビ種別を決定するメインCPU101）と、を備え、

50

前記停止制御手段は、前記当籤役決定手段が所定役（例えば、押し順ベル）を当籤役として決定した場合、正解態様（例えば、正解押し順）にて停止操作が行われた場合には所定数（例えば、9枚）の遊技価値が付与され得る図柄組合せ（例えば、「ベル」の図柄組合せ）を表示させる一方、前記正解態様とは異なる態様にて停止操作が行われた場合には前記所定数の遊技価値が付与され得る図柄組合せを表示させないことが可能であり、前記報知手段による報知が可能な状態として、第1状態（例えば、C Z 2 通常状態）と、第2状態（例えば、A T 状態）と、第3状態（例えば、エンディング状態）とを有し、前記報知態様決定手段は、前記当籤役決定手段が前記所定役を当籤役として決定した場合、前記第1状態では第1決定態様（例えば、図56の「C Z 2 通常」の列に示す決定態様）にて前記報知態様を決定し、前記第2状態では第2決定態様（例えば、図56の「A T」の列に示す決定態様）にて前記報知態様を決定し、前記第3状態では第3決定態様（例えば、図56の「エンディング」の列に示す決定態様）にて前記報知態様を決定することが可能であり、

10

前記第3決定態様にて前記報知態様が決定される場合には前記正解態様の全てが報知されるが、前記第1決定態様及び前記第2決定態様にて前記報知態様が決定される場合には前記正解態様の全てが報知されないことがあり、

前記停止制御手段は、前記当籤役決定手段が特定役（例えば、共通ベル）を当籤役として決定した場合、停止操作の態様にかかわらず前記所定数の遊技価値が付与され得る図柄組合せを表示させることが可能であり、

20

前記報知態様決定手段は、前記第2状態において、前記当籤役決定手段が前記特定役を当籤役として決定した場合にも前記第2決定態様にて前記報知態様を決定することが可能であり、

前記第2決定態様にて前記報知態様を決定する場合、前記当籤役決定手段が前記所定役を当籤役として決定した場合と、前記当籤役決定手段が前記特定役を当籤役として決定した場合とでその抽籤態様が異なり、

前記第2決定態様にて前記報知態様を決定する場合、前記正解態様が報知されない旨（例えば、ナビ無し）が決定されることがあり、

前記当籤役決定手段が前記所定役を当籤役として決定した場合よりも、前記当籤役決定手段が前記特定役を当籤役として決定した場合のほうが、前記正解態様が報知されない旨が決定される確率が高く、

30

前記報知態様決定手段は、前記第2状態において、抽籤状態に応じた抽籤確率で前記報知態様を決定することが可能であり、

前記抽籤状態は、第1抽籤状態（例えば、A P 通常状態）と、該第1抽籤状態よりも遊技者に有利な第2抽籤状態（例えば、A P 高確状態）とを含むことを特徴とする遊技機である。

この遊技機によれば、遊技性を高めることができ、遊技の興奮を高めることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

40

【補正の内容】

50